

特に優れた業績による奨学金返還免除制度との
重複利用ができない経済的支援事業の追加に係る Q & A

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」（BOOST）関連

Q 1 2023 年度以降に第一種奨学生として採用された学生は、奨学金の貸与を受けながら、「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」（以下、「BOOST」という。）の支援を重複して受けることはできないのですか。

A 1 第一種奨学金の貸与と重複して「BOOST」の支援を受けることは可能です。ただし、この場合は優れた業績を挙げた場合であっても、特に優れた業績による返還免除（以下、「返還免除」という。）の認定は受けられないため、返還免除の申請・推薦はできません。

Q 2 2022 年度以前に第一種奨学生として採用された学生が、2023 年度に「BOOST」の支援を受けることになりました。この場合、返還免除の申請・推薦は可能ですか。

A 2 2022 年度以前に第一種奨学生として採用された学生は、「BOOST」の支援を受けている場合でも返還免除の申請・推薦は可能です。「BOOST」と返還免除を併せて利用することができないのは、2023 年度以降に第一種奨学生として採用された者となります。

Q 3 2023 年度に第一種奨学生として採用された学生が 2024 年度から「BOOST」の支援を受けることになりました。これらの支援が始まる前に第一種奨学金を辞退しましたが、この場合、返還免除の申請・推薦はできますか。

A 3 2023 年度以降に第一種奨学生として採用され、「BOOST」の支援を受ける前に第一種奨学金を辞退しても、返還免除の申請・推薦はできません。「BOOST」の支援期間と第一種奨学金の貸与期間が重複していなくても、「BOOST」の支援を受けたのであれば、返還免除の認定は受けられません。

Q 4 「BOOST」の支援を受けていましたが、2024 年度までに支援が終了した学生がいます。この学生が、2025 年度に第一種奨学生に採用された場合、返還免除の申請・推薦はできますか。

A 4 「BOOST」の支援が終了した後に第一種奨学生に採用された場合は、返還免除の申請・推薦はできません。「BOOST」の支援期間と第一種奨学金の貸与期間が重複していなくても、「BOOST」の支援を受けたのであれば、返還免除の認定は受けられません。

Q 5 2021 年度に一貫制博士課程に進学し、第一種奨学生として採用された学生がいます。博士後期課程相当への進級は 2023 年度になりますが、後期課程相当で「BOOST」の支援を受けた場合、返還免除の申請・推薦はできますか。

A 5 2022 年度以前に一貫制博士課程で採用された第一種奨学生であれば、博士後期課程相当への進級が 2023 年度以降で、当該後期課程相当において「BOOST」の支援を受けた場合であっても、返還免除の申請・推薦は可能です。

Q 6 博士課程返還免除内定者となっている学生がいます。2022 年度以前に第一種奨学生として採用されましたが、2024 年度から「BOOST」の支援を受けることになりました。返還免除の申請・推薦はできますか。

A 6 2022 年度以前に第一種奨学生として採用された学生は、「BOOST」の支援を受けている場合でも、返還免除の申請・推薦は可能です。